

枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付要領

施行日 令和8年9月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号。以下「規則」という。）及び枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき交付する、枚方市家具類固定器具等購入等補助金（以下「補助金」という。）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 要綱第3条第1号に規定する家具類固定器具のうち補助対象となるのは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 家具・家電製品の転倒防止を主たる目的として製造・販売された器具であること。
- (2) 新品（未使用品）であること。
- (3) 次のいずれかに該当するもの。

イ つっぱり棒

ロ 粘着マット・粘着シート

ハ ベルトストッパー

ニ L字金具・転倒防止金具

ホ 開放防止具

ヘ その他市長が認める転倒・落下・移動防止に係る器具

2 要綱同条同号に規定するガラス飛散防止フィルムのうち補助対象となるのは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地震等によるガラスの飛散防止を目的として製造・販売された製品であること。
- (2) 新品（未使用品）であること。

3 要綱同条同号に規定する感震ブレーカーのうち補助対象となるものは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する機能を有するものとして製造・販売されたものであること。

(2) 新品（未使用品）であること。

(3) 次のいずれかに該当するもの。

イ 分電盤タイプ

ロ コンセントタイプ

ハ 簡易タイプ

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象額から除くものとする。

- (1) 中古品又は個人間の売買（フリーマーケット、インターネットオークションなど）により購入した場合
- (2) 配送料、装飾品等の費用及びポイント・クーポン等による割引相当額

（交付の申込み及び請求）

第3条 補助金の交付の申込み及び請求をしようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第3条第1号に掲げる家具類固定器具等を購入し、かつ、市内の住宅その他の建築物に設置した後に、枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付申込書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入証明書類の写し（レシート又は領収書など。購入品名、購入金額及び購入日が確認できるもの。設置費用補助の申込みの場合は、加えて設置品名、設置金額及び設置日が確認できるもの。）
 - (2) 設置後の写真（設置箇所及び器具が確認できるもの）
 - (3) 申込者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）
 - (4) 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳、キャッシュカードなど）
 - (5) 避難行動要支援者世帯に該当する場合は、確認できる書類（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証など）
- 2 申込み及び請求は、電子申請（市長が別に定める電子フォームによるものをいう。）、窓口への持参、郵送又はFAXにより行うものとする。電子申請により行う場合は、様式第1号の提出を要しないものとする。
- 3 申込者は、補助対象品目の購入日の属する年度の3月末日までに申込み及び請求を行うものとする。
- 4 代理人（申込者と同一世帯に属しない者をいう。）により第1項の規定による申込み及び請求を行おうとする場合は、同項各号に掲げる書類のほか、委任状及び代理人の本人確認書類の写しを添えて提出しなければならない。

（交付の決定及び確定）

- 第4条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、補助金の額を決定したときは、枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しない決定をしたときは枚方市家具類固定器具等購入等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。
- 2 前条の規定による申込額の合計が、予算額を上回ることとなった日の申込みは、抽選により補助金の交付を受ける者を決定する。

(交付決定の取消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消しすることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他、規則、要綱、本要領に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による交付の決定をしたときは、申込者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込む方法により交付するものとする。ただし、振込先口座は申込者本人名義の口座に限る。

(様式)

第7条 この要領に規定する様式第1号から第4号は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和8年4月1日以後に購入及び設置を行った補助対象行為について適用する。